

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則

松戸市議会会議規則（昭和41年松戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第76条」を「一第77条」に、「第76条の2—第76条の8」を「第78条—第84条」に、「第77条—第78条の2」を「第85条—第89条」に、「第79条—第83条」を「第90条—第94条」に、「第84条—第100条」を「第95条—第111条」に、「第101条・第102条」を「第112条・第113条」に、「第103条—第113条」を「第114条—第125条」に、「第5節 表決（第114条—第123条）」を

「第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）」に、「第124条—第130条」を「第139条—第145条」に、「第131条—第135条」を「第146条—第150条」に、「第136条—第144条」を「第151条—第159条」に、「第145条—第150条」を「第160条—第165条」に、「第151条」を「第166条」に、「第152条」を「第167条」に、「第153条」を「第168条」に改める。

第37条第1項中「第126条」を「第141条」に改める。

第153条を第168条とし、第8章中第152条を第167条とし、第7章中第151条を第166条とし、第6章中第150条を第165条とし、第146条から第149条までを15条ずつ繰り下げる。

第145条第2項ただし書中「第102条」を「第113条」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第144条を第159条とし、第136条から第143条までを15条ずつ繰り下げ、第4章中第135条を第150条とし、第131条から第134条までを15条ずつ繰り下げ、第3章中第130条を第145条とし、

第125条から第129条までを15条ずつ繰り下げる。

第124条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

第124条を第139条とする。

第2章第5節中第123条を第138条とし、第120条から第122条までを15条ずつ繰り下げ、第119条の2を第134条とし、第119条を第133条とし、第114条から第118条までを14条ずつ繰り下げ、同節を同章第6節とし、同節の前に次の1条及び1節を加える。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法につ

いては、前章第4節の規定を準用する。

第2章第4節中第113条を第124条とし、第103条から第112条までを11条ずつ繰り下げ、同章第3節中第102条を第113条とし、第101条を第112条とし、同章第2節中第100条を第111条とし、第84条から第99条までを11条ずつ繰り下げ、同章第1節中第83条を第94条とし、第79条から第82条までを11条ずつ繰り下げる。

第78条の2を削り、第78条を第88条とし、第1章第10節中同条の次に次の1条を加える。

(会議録の保存年限)

第89条 会議録の保存年限は、永年とする。

第77条を第85条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議長の定める者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録の公表)

第87条 会議録は、印刷物等の方法により公表する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事、法第129条第1項の規定により議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）第1項の規定により議員が取り消した発言は掲載しない。ただし、会議録原本については、この限りでない。

第76条の8第2項中「第76条の5」を「第81条」に、「第76条の6」を「第82条」に改め、第1章第9節中同条を第84条とし、第76条の7を第83条とし、第76条の6を第82条とし、第76条の5を第81条とし、第76条の4を第80条とし、第76条の3を第79条とし、第76条の2を第78条とし、同章第8節中第76条を第77条とし、第73条から第75条までを1条ずつ繰り下げ、第72条の2を第73条とする。

別表中「(第151条関係)」を「(第166条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年12月6日

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 表決 (第67条—<u>第76条</u>)</p> <p>第9節 公聴会・参考人 (<u>第76条の2—第76条の8</u>)</p> <p>第10節 会議録 (<u>第77条—第78条の2</u>)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (<u>第79条—第83条</u>)</p> <p>第2節 審査 (<u>第84条—第100条</u>)</p> <p>第3節 秘密会 (<u>第101条・第102条</u>)</p> <p>第4節 発言 (<u>第103条—第113条</u>)</p> <p>第5節 表決 (<u>第114条—第123条</u>)</p> <p>第3章 請願 (<u>第124条—第130条</u>)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (<u>第131条—第135条</u>)</p> <p>第5章 規律 (<u>第136条—第144条</u>)</p> <p>第6章 懲罰 (<u>第145条—第150条</u>)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第151条</u>)</p> <p>第8章 議員の派遣 (<u>第152条</u>)</p> <p>第9章 補則 (<u>第153条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第5節 議事</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 表決 (第67条—<u>第77条</u>)</p> <p>第9節 公聴会・参考人 (<u>第78条—第84条</u>)</p> <p>第10節 会議録 (<u>第85条—第89条</u>)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (<u>第90条—第94条</u>)</p> <p>第2節 審査 (<u>第95条—第111条</u>)</p> <p>第3節 秘密会 (<u>第112条・第113条</u>)</p> <p>第4節 発言 (<u>第114条—第125条</u>)</p> <p>第5節 <u>委員長及び副委員長の互選 (第126条・第127条)</u></p> <p>第6節 表決 (<u>第128条—第138条</u>)</p> <p>第3章 請願 (<u>第139条—第145条</u>)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (<u>第146条—第150条</u>)</p> <p>第5章 規律 (<u>第151条—第159条</u>)</p> <p>第6章 懲罰 (<u>第160条—第165条</u>)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第166条</u>)</p> <p>第8章 議員の派遣 (<u>第167条</u>)</p> <p>第9章 補則 (<u>第168条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第5節 議事</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>

第37条 会議に付する事件は、第126条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 （略）

#### 第8節 表決

第72条の2 （略）

第73条～第76条 （略）

#### 第9節 公聴会・参考人

第76条の2～第76条の7 （略）

（参考人）

第76条の8 （略）

2 参考人については、第76条の5（公述人の発言）、第76条の6（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

#### 第10節 会議録

第77条 （略）

第37条 会議に付する事件は、第141条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 （略）

#### 第8節 表決

第73条 （略）

第74条～第77条 （略）

#### 第9節 公聴会・参考人

第78条～第83条 （略）

（参考人）

第84条 （略）

2 参考人については、第81条（公述人の発言）、第82条（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

#### 第10節 会議録

第85条 （略）

（会議録の配布）

第86条 会議録は、議長の定める者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。

（会議録の公表）

第87条 会議録は、印刷物等の方法により公表する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事、法第129条第1項の規定により議長が取消しを命じた発言

第78条 (略)

(会議録の公表)

第78条の2 会議録は、印刷物等の方法により公表する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事、法第129条第1項の規定により議長が取消しを命じた発言及び第65条第1項の規定により議員が取り消した発言は掲載しない。ただし、会議録原本についてはこの限りでない。

第2章 委員会

第1節 総則

第79条～第83条 (略)

第2節 審査

第84条～第100条 (略)

第3節 秘密会

第101条・第102条 (略)

第4節 発言

第103条～第113条 (略)

及び第65条(発言の取消し又は訂正)第1項の規定により議員が取り消した発言は掲載しない。ただし、会議録原本については、この限りでない。

第88条 (略)

(会議録の保存年限)

第89条 会議録の保存年限は、永年とする。

(削除)

第2章 委員会

第1節 総則

第90条～第94条 (略)

第2節 審査

第95条～第111条 (略)

第3節 秘密会

第112条・第113条 (略)

第4節 発言

第114条～第124条 (略)

(答弁書の配布)

第125条 市長その他関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

第5節 表決

第114条～第119条 (略)

第119条の2 (略)

第120条～第123条 (略)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第124条 (略)

2 (略)

第6節 表決

第128条～第133条 (略)

第134条 (略)

第135条～第138条 (略)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 (略)

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。



<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>第125条～第130条</u> (略)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定</p> <p><u>第131条～第135条</u> (略)</p> <p>第5章 規律</p> <p><u>第136条～第144条</u> (略)</p> <p>第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p><u>第145条</u> (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条</u> (秘密の保持) 第2項又は<u>第102条</u> (秘密の保持) 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p><u>第146条～第150条</u> (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p><u>第151条</u> (略)</p> <p>第8章 議員の派遣</p> <p><u>第152条</u> (略)</p> <p>第9章 補則</p> <p><u>第153条</u> (略)</p> <p>別表 <u>(第151条関係)</u> (表略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>第140条～第145条</u> (略)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定</p> <p><u>第146条～第150条</u> (略)</p> <p>第5章 規律</p> <p><u>第151条～第159条</u> (略)</p> <p>第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p><u>第160条</u> (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条</u> (秘密の保持) 第2項又は<u>第113条</u> (秘密の保持) 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p><u>第161条～第165条</u> (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p><u>第166条</u> (略)</p> <p>第8章 議員の派遣</p> <p><u>第167条</u> (略)</p> <p>第9章 補則</p> <p><u>第168条</u> (略)</p> <p>別表 <u>(第166条関係)</u> (表略)</p>
---	---